



巻頭言

「建築基本法という法的拠り所の必要性」

株式会社 山田守建築事務所 設計監理部

高田 洋一

2016年の熊本地震は2度の震度7というこれまで経験したことのない地震となり構造設計者としても衝撃的なことでした。震災当時「熊本県では地域係数が0.8か0.9であり、東京都比べると耐震性能が劣る」ということが話題となっていました。地域係数は主にプレート境界地震の影響を考慮したリスク評価となっており、活断層による地震が余り評価されていないことから再考する必要があるとされていますが、建築基準法は人命を守るための最低限の基準を定めた法律です。静岡県では独自に南海トラフ巨大地震等に備え、建築基準法で定める耐震強度を1.2倍に割増すことを2017年10月から条例により義務づけしており、各自治体も地域ごとの地震リスクに応じた対応が必要だと感じています。

本会で出版した「持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定」には、建築生産が経済活動として位置づけられておりマンションなどでは耐用年数を少なくとも50年程度、店舗では5年程度で採算を取れるように計画されていると記載されています。事業であれば当然コストメリットが最重要視され、コストに関わる地域係数について法律に記載されていない割増しを考慮する必要はないという判断がされているのが実状ではないかと感じています。個人的にも実務として地域係数を割増して設計した記憶はほとんどありません。地域係数に関わらず現行の法律の範囲内であるから良しとし各業界の立場からスクラップアンドビルドを繰り返し、現在のまちなみが作られ様々な諸問題が起きています。現行法規の範囲内で建築基準法を改正し地域係数を全国一律にすることで耐震安全性は高まるとは思いますが、それぞれの立場からの経済性最優先の方向性は変わらず同じような問題を繰り返すばかりではないでしょうか。

「建築・地域空間」（建築物、敷地及びそれらにより構成される地域空間）の理念、方針を示す建築基本法が制定し法的拠り所を設けることで「建築は文化」であること、「建築主の責務」を経済、教育面など多面的に根付かせていくことができれば、住民、各業界、自治体職員の根本的な思考の転換が広がることで、地域の特色を前面に押し出した地方自治の建築行政が進み、建築物の安全性の確保はもとより地域毎の様々なまちなみ形成が行われることを期待しています。

建築基本法制定準備会 2021 通常総会の報告

日時 2021年6月5日（土）14時～14時40分

場所 Zoomによるオンライン会議

A- Forum 発信

司会進行 牧村功

1. 開会

2. 会長挨拶

6月5日は世界環境デーである。昨年来のコロナ禍の中、オンラインでの開催となった。昨年4月には「持続可能社会と地域創生のための建築の基本法制定」という冊子を発行した。これをきっかけとして法の制定に向けて取り組んでいきたい。この読書会も昨年来オンラインで行っている。建

築基本法の理念を一般の方々や関係者に対して普及していきたい。

3. 議長選出 神田順会長を選出

4. 定足数確認 佐久間楨夫

会員数 194 定足数 (1/3 以上) 65

出席数 29 委任状 63 合計 92

5. 議事録確認者 会員西一治を選出

6. 議事

<1号議案 2020年度活動報告・決算報告・監査報告>

1) 活動報告 (橋本幹事)

コロナ禍のため対外活動はほとんど中止になったが、4月に冊子「建築基本法制定」を発行、オンライン読書会を開催して基本法のPRに努めた。11月にはJIA東北支部と共催でシンポジウムも実施した。複数の議員パーティに参加し、また、議員事務所を訪問し議員連盟設立への協力を要望した。

2) 決算報告 (牧村幹事)

コロナ禍で対外活動がほとんど中止になったため予算の多くが残された。4月発行の冊子「建築基本法制定」の出版経費についてA-Forum出版へ40万円を貸出した。

3) 監査報告 新宮監査役

当会の活動と会計は監査の結果、妥当であることを報告した。

1号議案採決 上記について 出席者の拍手と挙手多数で承認した。

<2号議案 2021年度役員選出>(敬称略)

会長 神田 順

幹事 (五十音順) ※新任

朝倉浩樹、岩崎隆、※北本義郎、黒木正郎、
佐久間楨夫、高田洋一、高橋伸博、
竹川忠芳、※武田有左、成岡茂、野口佳助、萩原淳
司、橋本友希、牧村功、松本純一郎、※森田慶子、
矢沢秀周、山岡淳一郎

監査役 新宮清志、水津秀夫

相談役 斎藤公男、仙田満、和田章

<3号議案 2021年度 活動計画・予算計画>

1) 活動計画 (橋本幹事)

コロナ流行の動向にもよるが停滞していた他団体との連携、シンポジウム開催、対国會議員活動、東日本大震災被災地への支援などの活動を再開したい。

①超党派議員による建築基本法の制定を図る。

・早期の議員連盟の立ち上げを図り、議員立法を目指す。

・新型コロナ収束の状況で、勉強会参加の議員中心に働きかけを再開する。

②関係団体との連携を図る。

・国土交通省や内閣府などとの意見交換を行い、法案提出の環境を整える。

・関係諸団体と支援体制(態勢)についての意見交換を行う。

③本会活動の一層の周知を図る。

・冊子「建築基本法制定」の読書会の継続とSNSなどを通じての情報発信を行い、建築基本法制定の機運を高める。

・各地でシンポジウム(出版記念)などを再開する。

④東日本大震災の復興支援の継続

・唐丹小白浜の復興支援を行う。

2) 予算計画 (牧村幹事)

収入;前期繰越金と会費 125 口、A-Forum 出版からの一部返済金 20 万円を含む ¥1,043,758

支出;議員シンポジウム、地方シンポジウム、ワークショップ、他団体との交流、広報など活動計画に合わせた計画 ¥805,000

残金は予備費(繰越金)とする。



講演会 15時～16時

「僕らはどんな建築、どんなハビタットを目指してきたのだろうか」

講師 養原敬

都市計画家、養原計画事務所代表

神田会長より、先生の著書「まちづくりの哲学」(ミネルヴァ書房)を読んでご講演をお願いした旨を、ご経歴とともに紹介した。

養原敬氏のご経歴

1933年生まれ、1958年東京大学教養学部アメリカ科卒、1960年日本大学理工学部建築学科卒、建築省入省。1985年退職後、養原計画事務所設立、今日に至る。

代表的著作に「成熟のための都市再生」(学芸出版)「地域主権で始まる本当の都市計画・まちづくり」(同)、「まちづくりの哲学」(共著、ミネルヴァ書房)など多数。



講演

【建築基準法と都市計画法】

1960年に建設省に入った。68年に都市計画法が改正され、国主導から自治体主導の法律に変わった。1919年に制定された旧都市計画法は市街地建築物法とともに国主導で建築は警察が取り締まった時代だった。建築基準法は1950年戦後の焼け野原の中で制定された。日本をどう作り直していくか。道路や下水道をどう造るか。木造は大工親方が造っていた。大火が頻発し防火性の向上、不燃化がテーマだった。

公庫住宅が自治体の協力もあり普及した。当時は国と学会が連携して法の整備を行っていた。建築行政は機関委任事務として自治体に委ねられ特定行政庁と建築主事制度ができた。70年には建築基準法が改正され単体規定と集団規定を整備したが、建築関係法でこれを一体で規定している国は先進国では他にない。当時私は係長だったので抵抗出来なかった。50年に制定された建築士制度に対応した、単体規定の技術基準を整備した。

【国土利用計画法】

74年に制定された国土利用計画法は縦割り行政から総合的行政をトータルにやれるとして下河辺淳が取り組んだがあまり上手くいったとは思えない。

【地方分権一括法】

2000年に地方分権一括法が制定され建築基準法は自治事務となった。そもそも地方自治では、革新自治体の取り組みが注目されていた。横浜市はその先駆的役割を果たした。飛鳥田市長のもと田村明が自治体主導のまちづくりを行ない、地域主権の時代が始まった。そして旭川市、神戸市、金沢市などが続いた。

【少子高齢化時代の建築行政】

近年は少子高齢化により空き家や空き地が社会課題となり森林の荒廃や耕作放棄の農地が増大した。この中で都市では超高層ビルや再開発が行われ建築は使い捨てとなっている。97年の京都議定書に対して果たして実行ある政策が実施されているのか。近年スーパー台風が来てフィリピンでは風速90mの強風があり、千葉では強風で100本の電柱が倒壊した。災害時の食料や水の確保が課題だ。

最早トップダウン型では課題は解決しない。厚労省は地域包括ケアを打ち出し相互扶助を掲げている。姉歯事件などで建築不信、モラルハザードに陥り、大設計事務所やゼネコン不信となっている。

【人新世の時代が到来した】

今や、産業革命以降約 200 年の間に人類がもたらした森林破壊や気候変動の影響はあまりに大きく新生代・第 4 紀に続く完新世は人類中心の「人新世」の時代となっている。建築は技術の統合 Architecture である。総合的視点が大切だ。大高正人はそれを実践している。RC のプレハブ化、社会基盤としての人工土地(基町計画)、60 年の丹下の東京湾計画に対して自然海浜の埋立計画を作り、多摩ニュータウンでは生態系に配慮した造成計画を作ったが実現しなかった。

【まとめ】

これからは地域主権で地方自治の実態を変える時代だ。その場面では専門家の役割は大きい。具体的プロジェクトを敷衍化する。山形の金山町、岩手の杉田町、金沢市の取り組みは参考になる。行政、建築学会、土木学会は協力して取り組んで欲しい。

【質疑】

神田会長:建築主の責任は？

蓑原:国会はどれほど頼りないか。自治体を学会はサポートすべきだ。

成岡:建築基本法は地域の歴史と文化を大切にするという理念を掲げている。地域主体の建築が大切なのでは？

蓑原:奈良の十津川村の復興住宅は地元の木で地元の大工が建築した。そんな取り組みが次につながる。

【感想】

蓑原先生の講演会は、建築行政に携わってきた私にとって人生を振り返る格好の機会だった。建築主事をやっていたと感じた法制度の裏事情が建設省の担当官だった蓑原敬さんから自らの来し方を語っていただいた。

何しろ米寿になられた蓑原さんの理路整然としたお話は心に響くものがあった。

以上

(記録 幹事 成岡茂)

新任幹事挨拶

(五十音順)

北本義郎(きたもと よしろう)氏

金沢市役所にいたが、今は民間建築確認機関、金沢支店に勤務している。この準備会には 10 年前から参加している。法律を整備することで、いい建築、いい街を造りたい。

武田有佐(たけだ ありさ)氏

三菱地所設計に 20 年、明星大学建築学部研究室に 16 年いた。今は+ANET lab を主宰している。木造の政策がない。建築基準法は現実にマッチしていない。建築を安全でサステナビリティなものにしていきたい。

森田慶子(もりたけいこ)氏

福岡大学工学部建築学科に所属している。建築基本法制定準備会のホームページを担当している。

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kihonho.jp
HP: <http://www.kihonho.jp/>